令和３年７月

【海外事業者との契約】

【相　談】

友人に誘われてネットワークビジネスに入会し、入会金を指定口座に振り込んだ。会員制交流サイト（ＳＮＳ）にカジノの広告を出し、申し込みがあればお金が入る。また、このビジネスを人に紹介すると報酬があるとの説明があった。しかし、仕組みがよくわからないし、人を誘うのも難しいので退会して返金を求めたい。

【アドバイス】

　　この事例は海外のマルチ事業者との契約でした。勧誘者が日本人でも、インターネット上で登録すると、知らずに海外事業者と契約しているケースが増えています。

　　事業者のホームページには、返金に関して保証期間が設定されており、保証期間を過ぎれば一切返金に応じないと記載がありました。まだ期間内でしたので、まずはサイトに記載のとおり事業者に退会を申し出たところ、事業者から「退会手続きが完了した。１週間以内に返金する」という返信がありました。事業者からのメールは返金があるまで保管するよう助言しました。

この事例では、事業者の定めた保証期間内に平易に返金手続きができました。

海外事業者でも、日本で契約すれば、特定商取引法上のクーリングオフや取り消しなどを主張できると考えられますが、解決できるとは限りません。契約先が海外の場合は申し出先がわからず、交渉そのものができないことも多く、トラブルの解決が難しくなります。

契約相手の情報や契約内容を事前に慎重に確認し、不明な点があれば契約を見直すなど、トラブルを未然に防ぎましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**

**■島根県消費者センター　電話０８５２（３２）５９１６**

**■同石見地区相談室　電話０８５６（２３）３６５７**